

整備基本計画専門部会 各施設の検討結果(案)

1. 熱回収施設

- ・熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設を一体に整備

○バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設から出てくる残さを効率的に処理する為、一体に整備します。



- ・炉形式

○燃焼の安定性、稼動・導入実績よりストーカ方式としました。また、焼却灰は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で、リサイクルしており、今後もエコセメント化事業を継続していきます。

- ・炉系列数

○施設の保守点検時の炉停止を考慮して2系列あるいは3系列で検討を行い、採用実績、安定燃焼、エネルギー回収、建設費、維持管理費、設置スペース等を比較した結果、安定燃焼に優れた2系列としました。

- ・排ガス自主規制値

○法的規制値より低い自主規制値を設定するにあたり、関東近郊の最新施設の状況を調査・検討し、より環境に配慮した値を設定しました。清掃工場の建設にあたっては、煙突からの排ガスの濃度が、この値を下回るように設計・建設します。

物質名	規制値		単位
	国の規制値	新しい熱回収施設の自主規制値	
ばいじん	0.04以下	0.005以下	g/m ³ N
塩化水素	430以下	10以下	ppm
硫黄酸化物	K値規制	10以下	ppm
窒素酸化物	250以下	30以下	ppm
ダイオキシン類	0.1以下	0.01以下	ng-TEQ/m ³ N
水銀	規制値なし	0.05以下	mg/m ³ N

- ・災害拠点としての価値

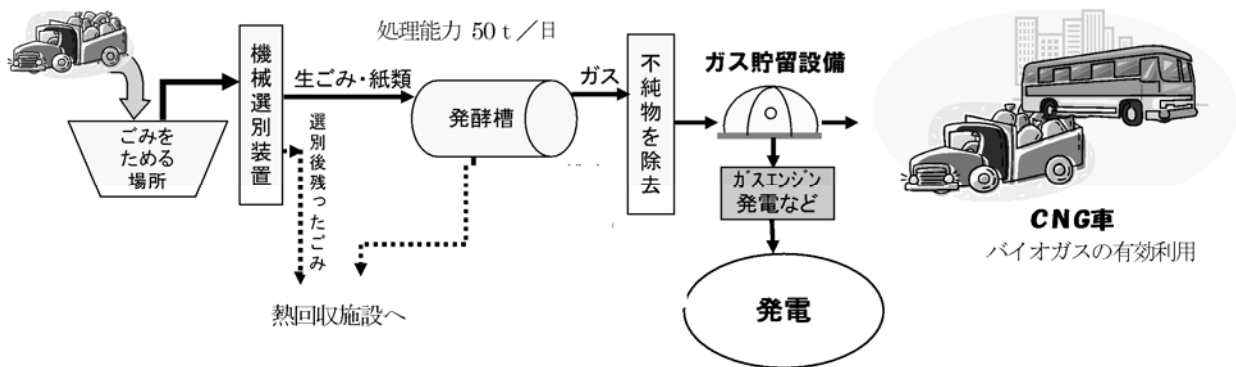
○熱回収施設は、電力・熱供給施設であり、自立運転が可能です。

震災後は、その発電能力が発揮され、供給先から電力供給を停止されたときも、停電することなく稼動することができました。

周辺住民の災害・防災拠点となるために必要な設備について、現在検討中です。

2. バイオガス化施設

- ・発酵残さの利用



○現在稼働中のバイオガス化施設の発酵残さの利用状況を調査しました。その結果、堆肥としての安定供給先が限定され、ほとんどの施設が焼却処理されていることがわかりました。

町田市内での堆肥としての利用可能量は、およそ1,000 t/年であり、発生量(約12,000 t)の8%程度にとどまります。したがって、堆肥化しても需要が見込めないことから、発酵残さは熱回収施設の補助燃料として再利用することとします。

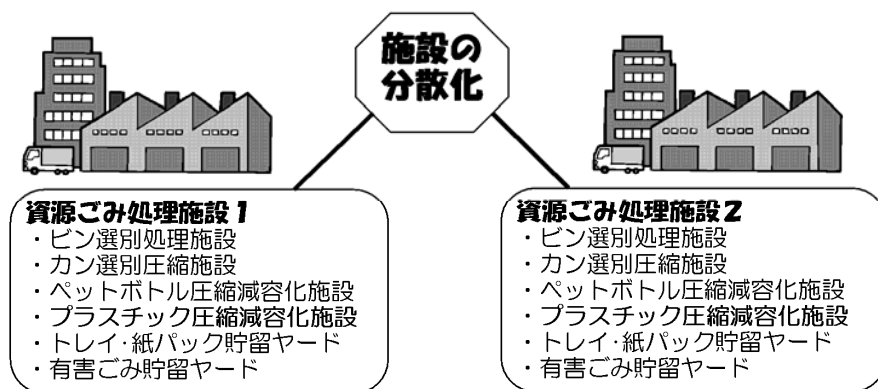
- ・バイオガスの利用形態

○7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、バイオマスエネルギーの買取価格は、太陽光エネルギーに次ぐ高価格に設定されました。現在、バイオガス発電利用及び自動車燃料等を、経済性等の観点から検討中です。

3. 資源ごみ処理施設

・施設の分散化

○資源ごみ処理施設は、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び熱回収施設とは、分けて建設します。また、資源ごみ処理施設は、分散化して2箇所整備し、施設の一極集中を避けます。



・環境対策

○法や条例を遵守し、運転管理目標を設けます。

○騒音・振動対策としては、導入する機器は低騒音・低振動型を採用します。

また、吸音材や防振装置等を設置することにより外部への影響の低減を図ります。

○資源ごみから発生する臭気や、容器包装プラスチックの保管、圧縮の際に発生する揮発性有機化合物（VOC）などは、活性炭吸着等の処理を行い、周辺環境に充分配慮します。

○環境調査結果については、周辺住民に公開し、情報交換・協議の場を設置する方向で検討中です。